

奨学金を希望する皆さんへ

— 令和7年度 香川県高等学校等奨学金 募集案内 —

(高等学校等在学生対象)

【問い合わせ先】

香川県教育委員会事務局 高校教育課 奨学金担当
〒760-8582 高松市天神前 6-1 天神前分庁舎
TEL : 087-832-3748 FAX : 087-806-0232
E-mail : kokokyoiku@pref.kagawa.lg.jp

～はじめに～

香川県高等学校等奨学金は、経済的な理由により修学することが困難な高校生などに奨学金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、有為な人材の育成を図ることを目的として設けられた香川県の奨学金です。

奨学金は、あなた自身に貸し付けられるもので、卒業後、あなたが返還することになります。そして、返還されたお金は再び後輩の奨学金として活かされるしくみとなっています。

この奨学金は、高等学校等在学中であれば随時申請できるほか、家計が急変した場合にも申込みをすることができます。

この奨学金は貸付であり、全額返済する必要があります。(給付ではありません。)奨学金の返還は無利息ですが、返還計画どおりに返還されない場合は延滞利息(※)が発生します。

(※) 納期限までに納付がなかった場合、納期限の翌日から民法で定める利率で計算した延滞利息が発生します。

貸付総額が100万円を超える場合もありますので、貸付を希望する方は、返還方法等を十分確認し、返還計画をよく検討のうえ、申請してください。

奨学生の採用方法は、①新規(在学)採用、②緊急採用の2種類があります。

【緊急採用制度について】

主に家計を支えている者の死亡、疾病又は失職もしくは火災、風水害等により家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする場合に貸付が受けられる制度です。申請を希望する場合は、在学する学校の先生に相談してください。

(注意点)

- ・家計急変の事由が発生したときから1年以内でなければ申込みができません。
- ・貸付期間は採用年度末(令和8年3月)までです。
- ・貸付終了後においてもなお貸付が必要であると学校長が認める場合は、1年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより、高等学校等の修業年限を限度として貸付を継続することができます。

1 奨学金の貸付

(1) 申込要件等

採用区分		新規（在学）採用	緊急採用			
申請時期		年間を通じて、随時申請を受け付けます。				
申込要件	居所	香川県内に住所を有する者の子弟であること。				
	在学	次のいずれかに在学していること。（以下、「高等学校等」といいます。） ・高等学校 ・中等教育学校後期課程 ・特別支援学校の高等部 ・高等専門学校 ・専修学校高等課程				
	学年	全学年				
	併用	次のいずれかによる貸付を受けていないこと。 ・「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金 ・「香川県定時制課程及び通信制課程在学修学資金」 ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による修学資金 （※）香川県高等学校等奨学金との併用ができない奨学金もありますので、ご注意ください。				
審査基準	次の①～③のうち、いずれかに該当すること。 ①生活保護を受けている世帯である。 ②市町村民税が非課税または減免を受けている世帯である。 ③世帯全員の年間収入の合計額が生活保護基準（平成 24 年度）の 2.0 倍以下である。 [貸付の対象となる収入額の目安]		主として家計を支えている者の死亡、疾病もしくは失業または火災、風水害等により家計が急変し、緊急に奨学金の貸付が必要である者。 ただし、家計急変の事由が発生したときから1年以内でなければなりません。			
	<table><tr><td>世帯人員</td><td>世帯全員の年間収入額の合計</td></tr><tr><td>4人</td><td>およそ600万円以下</td></tr><tr><td>5人</td><td>およそ660万円以下</td></tr></table> ※生活保護基準は、居住地・家族構成等により異なります。 ※上記の金額はあくまでも目安ですので、この金額以下であっても、貸付けの対象とならない場合があります。	世帯人員		世帯全員の年間収入額の合計	4人	およそ600万円以下
世帯人員	世帯全員の年間収入額の合計					
4人	およそ600万円以下					
5人	およそ660万円以下					

(2) 貸付額

次のいずれかの額を選択できます。

区分	国公立高等学校等		私立高等学校等	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
毎月の貸付額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	18,000円	20,000円 23,000円	20,000円 25,000円 30,000円	20,000円 25,000円 30,000円 35,000円
入学時の加算額(※)	20,000円 37,000円		30,000円 57,000円	

(※) 高等学校等に令和7年4月に入学する方で、令和7年4月から貸付を開始する方は、毎月の貸付金に入学時の加算額を加算できます。(令和7年4月分貸付額に加算されます。)

【注意】

奨学金の返還は無利息ですが、返還計画どおりに返還されない場合は延滞利息が発生します。貸付総額が100万円を超える場合もありますので、返還計画をよく検討の上、申請してください。

(3) 貸付期間

① 新規（在学）採用の場合

令和7年4月から卒業するまでの標準修業年限(高等学校全日制の場合は3年)のうち、申請のあった期間

② 緊急採用の場合

採用年度末(令和8年3月)まで

(4) 貸付方法

奨学生本人の口座に、原則として3か月に1回振り込みます。(4～9月分は5月下旬、10～12月分は10月上旬、1～3月分は1月上旬に振り込む予定です。)

(5) 貸付の取り消し・停止

次のいずれかに該当する場合は、貸付が取り消されるか、または停止されます。

- 【取り消し】
- ・貸付を辞退したとき、または退学したとき。
 - ・保護者等が県外へ転出したとき。
 - ・その他貸付が適当でないと認められるとき。
- 【停止】
- ・休学または停学したとき。